

相続分指定により相続分がないものとされた相続人が遺留分侵害額請求をした場合における特別寄与料の負担について**【文献種別】** 決定／最高裁判所第一小法廷**【裁判年月日】** 令和5年10月26日**【事件番号】** 令和4年（許）第14号**【事件名】** 特別の寄与に関する処分申立て却下審判に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件**【裁判結果】** 棄却**【参照法令】** 民法1050条**【掲載誌】** 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573121

大阪大学教授 青竹美佳

事実の概要

被相続人Aは令和2年6月に死亡した。Aの相続人は2人の子BおよびY（相手方）であった。Bの妻X（原告人）は、相続人であるYに対して、民法1050条に基づく特別寄与料のうち、Yが負担すべき額の支払を求めた。なお、Xが特別寄与料を請求する根拠となる労務の提供の具体的内容、たとえばAの介護や世話であるか等については、公表された事実からは不明である。Aは、全財産をBに相続させる旨の遺言をしていたが、同遺言は、Bの相続分を全部と指定し、Yの相続分をないものとする趣旨でされていた。Yは、令和3年3月に、Bに対して遺留分侵害額請求権を行使する意思表示をした。

原審（名古屋高決令4・6・29）は、相続人が数人ある場合における特別寄与料の負担の割合について、民法1050条5項によると、法定または指定相続分（民法900－902条）に応じた額を負担するものとされていることから、相続分指定により相続分がないものとされているYは、特別寄与料を負担しないとした。さらに原審は、Yが特別寄与料を負担しないと結論は、Yが遺留分侵害額請求権を行使したことによっても変わらないとし、本件申立てを却下すべきものとした。

これに対し、Xは、遺言により相続分がないものと指定された相続人であっても、遺留分侵害額請求権を行使した場合には、特別寄与料について、遺留分に応じた額を負担すると解するのが相当であり、原審の判断には法令の解釈適用を誤った違法があるとして最高裁に許可抗告を申し立てた。

決定の要旨

「民法1050条5項は、相続人が数人ある場合における各相続人の特別寄与料の負担割合について、相続人間の公平に配慮しつつ、特別寄与料をめぐる紛争の複雑化、長期化を防止する観点から、相続人の構成、遺言の有無及びその内容により定まる明確な基準である法定相続分等によることとしたものと解される。このような同項の趣旨に照らせば、遺留分侵害額請求権の行使という同項が規定しない事情によって、上記負担割合が法定相続分等から修正されるものではないというべきである。」「そうすると、遺言により相続分がないものと指定された相続人は、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しないと解するのが相当である。」

判例の解説**一 本決定の意義**

本決定は、2018年相続法改正により導入された特別寄与料の制度の条文解釈について最高裁判所として初めての判断を示した点で有意義である。また本決定は、条文上明らかではない特別寄与料の制度と遺留分制度の関係を考察する上で重要な視点を提示している点でも重要である。

二 特別寄与料の負担の意義

特別寄与料の制度は、相続人ではない親族で被相続人の財産の維持・増加に特別の寄与をした者に、相続人が特別寄与料を支払うことで、特別寄

与者と相続人の中で財産的利益を調整し公平性を図ることを目的としている¹⁾。そして、相続人が複数である場合には、1050条5項により、各相続人が法定または指定相続分に応じて特別寄与料を負担することとされている。これは、特別寄与料は本来相続財産が負担すべきところ、特別寄与者の貢献により維持・増加した相続財産を各相続人が法定または指定相続分で共有しているため、特別寄与料の負担も法定または指定相続分に応じて分配されるべきであること、具体的相続分を基準とする場合には、特別受益や寄与分を考慮しなくてはならず、紛争が複雑化、長期化することを理由とする²⁾。同項の文言に反して遺留分侵害額請求権の行使の有無を考慮すれば、紛争の複雑化、長期化を招くこととなり得る。本決定は、この点を根拠として、文言通り各相続人は特別寄与料を法定または指定相続分に応じて負担することとし、指定相続分により相続分がないものとされたYは、遺留分侵害額請求権を行使したとしても、特別寄与料を負担しないとの判断を示している。

三 特別寄与料と遺留分との関係について

本決定は、遺留分侵害額請求権の行使が特別寄与料の負担割合に影響を与えるか否かを直接の問題としているが、そこには特別寄与料と遺留分との関係をどのようにみるかの問題が伏在する。両者の関係について、条文上明示されていないが、学説においては遺留分が特別寄与料に優先するとの立場が示されている³⁾。この立場では、遺留分権利者は特別寄与料を自らの個別的遺留分額を限度として負担することとなる。たとえば被相続人が無遺言で死亡し、相続財産が600万円、2人の子が相続人であり、特別寄与者の寄与料を400万円とする場合には、各相続人は、法定相続分にしたがって300万円を相続するものの、特別寄与料として200万円を支払わなければならない、結果として各自の個別的遺留分である150万円を確保できないこととなる。上の立場によるとこのような結論は認められず、特別寄与者は、各相続人に対して150万円、合計で300万円の限度でしか特別寄与料を請求できないこととなる。遺留分が特別寄与料に優先するとされる理由は、特別寄与料の請求権も遺留分侵害額請求権も、相続財産から財産的利益の分配を受ける意味を有するところ、遺留分は「相続財産に対する優先的な

価値支配権」であるため、特別寄与料の請求により侵害されないということである⁴⁾。このように遺留分が特別寄与料に優先すると解する立場からは、本決定の、Yは遺留分侵害額請求権を行使する場合でも特別寄与料を負担しないとする判断は、正当であると評価し得る。なぜなら、Yが遺留分侵害額に応じて特別寄与料を負担すれば、Yは自らの個別的遺留分額を確保できず、遺留分が特別寄与料により侵害されるからである。

これに対して、特別寄与料と遺留分の関係について条文上明示されていない以上、遺留分が特別寄与料に優先するということはできず、特別寄与料を支払った相続人が、自らの個別的遺留分を確保できない事態は避けられないとの立場も提示されている⁵⁾。この立場からは、上の例では、特別寄与料を400万円とする判断も可能であり、各相続人は特別寄与料として200万円を負担する結果、相続した300万円から200万円を差し引くと100万円しか確保できず、個別的遺留分の150万円を確保できないという結論も容認される。これによると、仮に本決定の事案でYが特別寄与料を負担する結果個別的遺留分を確保できないとしても、特別寄与料と遺留分の関係という点では、問題はないということになる⁶⁾。

四 手続法の原則からの考察

次に、手続の観点から本決定を考察する。本決定とは異なりYが遺留分侵害額請求権の額に応じて特別寄与料を負担するという結論をとる場合には、負担額を算定するためにYが金銭債権として取得する遺留分の額を定める必要が生ずる。しかし、特別寄与料は審判事件であるのに対し（1050条2項、家事手続・別表第二15）、遺留分侵害額請求は訴訟事項である。したがって、特別寄与料の額を定める審判手続において遺留分侵害額を定めることは手続法上認められないのが原則である。このようにみると、特別寄与料の負担についてYの遺留分侵害額請求権の行使の有無を考慮しない本決定の立場は、手続法の原則に対応するものといえる。

もっとも、審判において訴訟事項を判断することは、先例において必ずしも否定されていない。遺産分割審判についての先例によると、遺産分割審判においては、前提問題として訴訟事項である相続権や相続財産について判断することができ

るが、訴訟事項についての判断には既判力はないため終局的には判決で確定するものとされている⁷⁾。特別寄与料に関する処分の審判においても、前提問題として、訴訟事項である遺留分侵害額について判断することは否定されないと解するのが先例に適合的な見方である。その場合には、審判における遺留分侵害額についての判断を後で訴訟により争うことができると解される。

五 制度趣旨からの考察

さらに、Yが特別寄与料を負担しないとする解釈は、特別寄与料の制度および遺留分制度の趣旨からみて妥当といえるかが問題となる。

特別寄与料の制度の趣旨は、相続人ではない親族であるXが、被相続人の介護等により財産の維持または増加に特別の寄与をした場合には、寄与に見合った金銭支払請求をすることで相続人であるYらと財産的利益を調整して公平性を図ることにあり、不当利得返還請求や事務管理に基づく費用償還請求、準委任契約に基づく請求の趣旨と重なるところが大きいと捉えられている⁸⁾。Xは特別寄与料を請求するために、必ず特別の寄与をしていることが求められる⁹⁾。

これに対して、遺留分制度は、遺留分権利者Yの生活保障や潜在的持分を清算する意義を有するとされるが、Yが実際には生活保障の必要がなく、また被相続人の財産の維持・増加に全く寄与せず潜在的持分の清算が不要である場合でも、遺留分侵害額請求権を行使することができる¹⁰⁾。

このような両制度の趣旨から、Xの特別寄与料を、遺留分権利者であるYはどのような場合であっても負担しないという解釈は妥当かが問題となる。とりわけ、本件が、仮に被相続人の長年の介護により特別の寄与をしたと評価されたXが、そのような寄与を全くせず生活保障を必要としない状況で遺留分侵害額請求をしたYに対して、寄与料の負担を求めるという事案であったとすれば、Yは、遺留分として確保した利益に応じて特別寄与料を支払うのが公平な解決というべきではないかが問われる。さらに、特別寄与料の請求権が、不当利得返還請求権等の財産法上の根拠を持つ請求権と意義が重なる部分が大きいと捉えられているのに対し¹¹⁾、遺留分侵害額請求権は、生活保障も潜在的持分の清算も必要ではない遺留分権利者が行使する場合には、制度趣旨からも、財

産法の原則からも説明のつかない、単に相続法上形式的に認められた権利に過ぎないと捉えることができる¹²⁾。このようにみると、常に遺留分権利者を特別寄与者に優先させる結論を導く本決定の解釈には検討の余地がある。Yにも特別寄与料を負担させる可能性を残しつつ、XおよびYの寄与等の事情を考慮して、Yの負担の有無および負担額を定める方法が考慮に値する。

六 2018年相続法改正による遺留分制度の変化からの考察

ここで、遺留分権利者が取得する権利は法定相続分の一部か否かという観点から本決定を考察してみることにする。2018年相続法改正前の遺留分制度において、遺留分権利者は、遺留分減殺請求権の行使により遺留分を侵害する遺贈や贈与等の効力の一部を消滅させて相続財産に持分権を取得するため、遺留分は法定相続分の一部であると捉えられていた¹³⁾。したがって、改正前の遺留分制度によると、遺留分権利者は遺留分として確保した相続分に応じて特別寄与料を負担するとの解釈が、減殺請求権の内容に適合的であり、特別寄与料を各相続人で相続分に応じて負担すべきとする1050条5項の制度趣旨（上述二）にも合致する。これに対して、現行法の遺留分侵害額請求権においては、遺留分を侵害する遺贈や贈与等の効力は消滅せず、遺留分権利者は単に金銭債権を取得するに過ぎない。これは遺留分が相続分の一部ではないとの理解につながり¹⁴⁾、特別寄与料を相続分に応じて負担する場合において、遺留分権利者は遺留分に応じた特別寄与料を負担しないとの帰結を導く。このように考えると、遺留分侵害額請求権を行使したYは特別寄与料を負担しないとの判断を示した本決定は、改正後の遺留分侵害額請求権の内容に対応したものと評価することができる。

もっとも、遺留分侵害額請求権の行使の効果が金銭債権の取得に過ぎないとしても、遺留分権利者が取得するのは、実質的には相続財産の一部であり、遺産に対する物権的な権利を主張できないとしても、法定相続分の一部であるとの見方も可能である¹⁵⁾。さらに、権利の内容が金銭債権か物権的な持分かによらず、相続人が被相続人の死亡により相続法上利益を得た場合には、得た利益に応じて特別寄与料を負担するのが他の相続人お

および特別寄与者との関係で公平であるというのが、1050条5項の趣旨とみられる。このようにみれば、相続分がないものとされたYが、相続法上遺留分の利益を得た場合には、得た利益に応じて特別寄与料を負担するのが、公平な解決といえるであろう。

七 類推適用の可能性

もっとも、同項の文言上は特別寄与料の負担は法定または指定相続分に応じて配分されることになっているため、遺留分権利者Yの負担を認める場合には、同項を遺留分侵害額請求権が行使された場合に類推適用することとなる。これが認められるかが問題となる。特別寄与料の規定が相続法の規定であり、画一的な解釈が要求されること、本決定が挙げるように特別寄与料の紛争の長期化や複雑化を回避するために明確な基準が望ましいことから、類推適用を認めるべきではない¹⁶⁾。しかし、特別寄与料の請求権は、相続法上に規定されているとはいえ、内容的にはむしろ不当利得返還請求等の意味を有すると解されていることを考慮すれば¹⁷⁾、特別寄与料の規定について特に画一的解釈や明確な基準を強調すべきといえるかについては、検討の余地がある。

八 まとめと今後の課題

特別寄与料と遺留分の関係について明文の規定がなく、優先関係について両方の解釈があり得るところであり（三）、特別寄与料の負担額について遺留分侵害額請求権を考慮することが手続（四）や制度趣旨（五、六）から否定されず、1050条5項の類推適用も認める余地があるとすれば（七）、遺留分侵害額請求権を行使することにより金銭債権を取得したYは、相続において金銭債権として利益を取得した相続人であるから、取得した額に応じて特別寄与料を負担するとの結論もあり得る。もっとも、Yが特別寄与料を負担するという解釈をとる場合には、特別寄与料の審判において遺留分侵害額について前提問題として判断することになり、特別寄与料の紛争の複雑化と長期化を招来し得ることは否定できない。現段階では、あえて類推適用をすることにより紛争の複雑化と長期化を招いても仕方がないほどにX・Yらに生じる不公平が大きいとはいえず、本決定の結論は、妥当であったとみてよいであろう。しかし、上に

検討したように、反対の結論も制度趣旨等からは十分にあり得るところであり、今後の裁判例と学説の展開が注目される。

●—注

- 1) 潮見佳男『詳解相続法〔第2版〕』（弘文堂、2022年）455頁、堂園幹一郎＝野口宣大編著『一問一答・新しい相続法〔第2版〕』（商事法務、2020年）178頁。
- 2) 松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール相続〔第2版〕』（日本評論社、2023年）334頁〔浦野由紀子〕、堂園＝野口・前掲注1）191～192頁。
- 3) 潮見・前掲注1）461頁。
- 4) 潮見・前掲注1）461頁。
- 5) 堂園＝野口・前掲注1）186頁、本山敦編『逐条ガイド相続法』（日本加除出版、2022年）466頁〔水野貴浩〕。
- 6) もっとも、堂園＝野口・前掲注1）186頁は、遺留分が特別寄与料に優先するとはいえないとしても遺留分について「一切の事情」として考慮し得るとする。
- 7) 最大決昭41・3・2民集20巻3号360頁。
- 8) 潮見・前掲注1）455頁、堂園＝野口・前掲注1）177～179頁。
- 9) 特別の寄与の判断基準について、静岡家審判3・7・26家判37号81頁は、体調を崩した被相続人のために年に数回診察や入退院等に立ち会って書類を作成し、身元引受けをした程度では、「専断的な療養看護等」をしたとはいえないとして特別の寄与を否定した。
- 10) 1046条では、遺留分侵害額請求権を行使するために被相続人の財産の維持・増加への寄与や生活保障の必要性は求められていない。
- 11) 潮見・前掲注1）455頁、堂園＝野口・前掲注1）177～179頁。
- 12) 名古屋地判昭51・11・30判時859号80頁、東京高判平4・2・24判時1418号81頁は、被相続人の財産の維持または増加に貢献した者に報いる意図で遺言がされたのに対して、そのような貢献をしない遺留分権利者による権利行使を権利の濫用として認めない判断を示す。
- 13) 窪田充見『家族法〔第3版〕』（有斐閣、2017年）530頁、二宮周平『家族法〔第4版〕』（新世社、2013年）422頁。
- 14) 西希代子「日本遺留分法の誕生——継受法からの脱却」曹時72巻1号（2020年）75～76頁が新制度における遺留分の相続財産からの切り離しを強調するのは遺留分を相続分の一部と捉えない見方と親和的である。
- 15) 潮見・前掲注1）636頁は現行法上の遺留分は「法定相続分の一定割合」であると説明する。窪田充見『家族法〔第4版〕』（有斐閣、2019年）567頁は、遺留分は「相続から最小限得られる利益」と説明するが、相続分の一部であるとの見方も否定しない。
- 16) 安達敏男＝吉川樹士「判解」戸時849号（2024年）40頁は、文言通りの解釈を示す本決定を支持する。
- 17) 潮見・前掲注1）455頁、堂園＝野口・前掲注1）177～179頁。